

農用地等の借受希望者の募集に関する要領

（目 的）

第1条 この要領は、公益社団法人みやぎ農業振興公社（以下「公社」という。）が農地中間管理権を取得した農用地等の貸付けのため、農地中間管理事業規程第17条に定めるもののほか借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）の募集（以下「募集」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（募集の時期）

第2条 公社は、原則として年1回（8月～10月）募集を行うものとし、この他に必要な場合には、追加をして募集を行うことができるものとする。

（募集の区域の決定）

第3条 募集の区域の決定は、公社が市町村の意見を書面照会（様式第1号の1）し、市町村から提出された募集区域範囲設定書（様式第1号の2）に基づき行うものとする。

（募集区域の公表）

第4条 公社はインターネットの利用等により、市町村から提出された募集区域範囲設定書を基に、募集区域毎に次の事項を公表するものとする。

- （1）農用地等の特徴（水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
- （2）当該区域内に担い手が十分いるかどうか（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）

（募集の対象者）

第5条 募集の対象者は、原則として次の範囲の者とする。

- （1）「人・農地プラン」に掲載された地域の中心経営体
- （2）認定農業者
- （3）特定農業法人
- （4）基本構想水準到達者
- （5）認定就農者
- （6）担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする者
- （7）新規参入者（企業参入含む）

（借受申込み）

第6条 借受希望者は、募集区域対象市町村を経由し農用地等の借受希望申込書（以下「申込書」という。）様式第2号）により公社へ申込みすることとする。

なお、借受希望者が、単一の市町村でなく複数の市町村の募集区域を希望するときは、公社へ直接申込みすることとする。

- 2 市町村は、前項の規定により、借受希望者から申込書の提出を受けたときは、必要に応じ借受希望者と面談等を行い、申込内容の確認等を行うものとする。
- 3 借受希望者は、募集地域の追加等、既に申込みをした内容を変更するときは、新たに申込書の提出をするものとする。
- 4 借受希望者が提出した申込書の記載内容の適用期間は、第9条による公表の日から1年間とする。ただし、申込書に記載内容の自動更新を希望することを明記しているときは、適用期間を自動更新するものとする。

(申出の取り下げ)

第7条 応募した者が、第6条により申し出の後、これを取り下げようとする場合は、農用地等の借受申込取下書(様式第3号)により公社に直接提出するか、若しくは申込書を提出した市町村を通じて提出するものとする。

(募集の方法)

第8条 公社は、募集の方法としてインターネットの利用等により、30日間以上の期間にて行うものとする。

(募集結果の公表)

第9条 公社は、応募した者の氏名又は名称、募集区域内の農業者・区域外の農業者・新規参入者の別、希望する農用地等の種別・面積、作付作物の種別等について整理し、これをインターネットの利用等により公表するものとする。

(個人情報の保護)

第10条 公社は、申込内容等の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のためだけの利用とするものとする。

附 則

この要項は、平成26年 5月21日から施行する。